

石川町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

石川町教育委員会

目 次

- 1 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・ 5
- 5 関連する取組み、今後のフォローアップについて・・・ 7

Ⅰ 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

令和7年6月、公立の義務教育諸学校等の[※]教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和7年法律第68号。以下「給特法等一部改正法」という。）が公布され、令和8年4月1日（一部の規定については、公布の日、または令和8年1月1日）から施行されることになった。

給特法等一部改正法第1条において、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第8条第1項が新設され、教育委員会は、文部科学大臣が給特法第7条に基づき定める指針に即して、業務量管理・健康確保措置実施計画を策定することとされた。

本計画は、児童生徒と向き合う時間や授業改善のための教材研究の時間の確保など、教育職員が本来行うべき業務に集中することができるよう「学校の在り方の変革」を進め、教育職員が主体的に研鑽を重ね、やりがいと達成感を持って健康に働くことができる持続可能な教育環境を構築するとともに、児童生徒の健やかな成長と自己実現を図ることを目的とし策定するものである。

なお、本計画は、給特法第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とするものとし、それ以外の職員（事務職員、栄養技師等）については、36協定における時間外労働の限度時間が適用されることに留意した上で、業務量の適切な管理及び福祉の確保を図るものとする。

※ 「教育職員」とは

義務教育諸学校等の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

(2) 本町の現状

本町では、福島県教育委員会において策定された「働き方改革アクションプラン」に基づき、教育職員の時間外在校等時間の管理及び縮減と業務の適正化に向けて、次のような取組みを実施してきた。

令和7年度までに実施した取組み	
デジタル技術 の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校務支援システムの導入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種帳票のデジタル化 ・ 教育職員の出退勤管理 ○ 保護者連絡用 I C Tシステムの導入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の出欠確認 ・ 保護者への連絡 ・ 教材費等の一括徴収 ・ アンケート調査 ○ デジタル健康観察ツールの導入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の心身の健康状態の把握
人的配置	<ul style="list-style-type: none"> ○ スクールサポートスタッフ（県の事業を活用） ○ スクールカウンセラー（県の事業を活用） ○ スクールソーシャルワーカー（県の事業を活用） ○ 学習支援員 ○ 特別支援教育支援員 ○ I C T支援員 ○ 学校図書館司書
課外活動 （小学校）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 休養日の設定（水と土日） ○ 活動時間の見直し（勤務時間内に設定）
部活動 （中学校）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 休養日の設定（週2日以上、水と土日どちらか1日） ○ 活動時間の見直し（冬時間の設定） ○ 部活動指導員の配置 ○ 部活動地域移行推進協議会の設置
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夏季休業中の一斉閉庁の実施（8月12日～16日） ○ 学校教育活動での町営プール、町武道館の利用 ○ 一部清掃業務を業者へ委託（体育館床・窓） ○ 町教育委員会主催の会議や研修会等の回数や内容の見直し

こうした取組みの結果、過去2年度の本町における時間外在校等時間の状況等は、次のとおりであった。

【※時間外在校等時間の状況】(R7は1月末まで)

校種	年度	年平均時間外 在校等時間	月 45 時間を上回る 教育職員の割合	月 80 時間を上回る 教育職員の割合	年間 360 時間を 上回る教育職員の割合
小学校	R6	32.7時間	24.7%	0.5%	66.7%
	R7	24.8時間	29.7%	0%	51.5%
中学校	R6	54.9時間	45.1%	12.1%	82.8%
	R7	52.1時間	41.1%	15.9%	77.8%

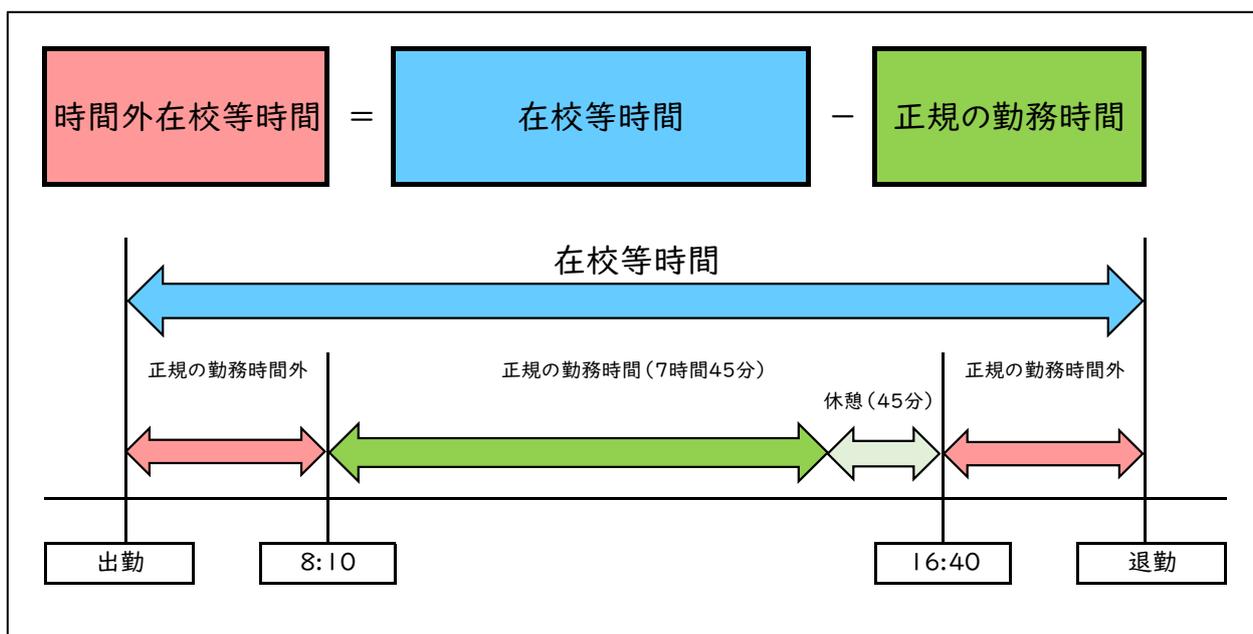
【年次有給休暇の平均取得日数の状況】

年度	小学校	中学校
R6	15.0日	13.3日
R7	15.0日	13.8日

【ストレスチェックの状況】(小・中学校全体での数値)

年度	高ストレス者の割合	働きがいなどに関する質問項目への肯定的な回答の割合
R6	9.1%	33.3%
R7	9.3%	37.0%

※ 「時間外在校等時間」とは



2 計画の期間

令和8年度～令和11年度

※ 福島県教育委員会「教職員働き方改革アクションプラン」（令和6年度～令和11年度）の期間に合わせるものとする。

※ 年度ごとに実施する取組みの検証の状況によっては、期間内であっても計画の変更を行うものとする。

3 目標

本計画においての目標は、以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1ヶ月時間外在校等時間が45時間を上回る教育職員の割合を0%にする。
- 児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加があった場合でも、時間外在校等時間が月80時間を超える教育職員の割合を0%にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。
- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%以下にする。
- ストレスチェックにおける働きがいなどに関する質問項目への肯定的な回答の割合を50%以上にする。

(3) 各年度における達成目標

【1ヶ月時間外在校等時間が45時間を上回る教育職員の割合】

	R8	R9	R10	R11
小学校	20%	15%	5%	0%
中学校	35%	25%	10%	0%

【年間の年次有給休暇の平均取得日数】

	R8	R9	R10	R11
小・中学校	15日	15日	15日	15日

【ストレスチェックにおける高ストレス者の割合】

	R 8	R 9	R 10	R 11
小・中学校	8%	7%	6%	5%

【ストレスチェックにおける働きがいなどに関する質問項目への肯定的な回答の割合】

	R 8	R 9	R 10	R 11
小・中学校	40%	45%	50%	50%

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・ 立哨員による通学路の見守り活動を推進する。
- ・ 学校の実情を踏まえつつ、児童生徒が登校する時間の見直しを推進する。

(イ) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・ 学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことの認識を共有する。

(ウ) 学校徴収金の徴収・管理

- ・ 教材費等の学校徴収金について、徴収金業務が一元化できるシステムの活用を促す。

イ 教育職員以外が積極的に参画すべき業務

(ア) ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・ 教育委員会とICT支援員が連携を図りながら、保守・管理を行う。

(イ) 学校施設・設備の管理

- ・ 町の包括管理業務で学校施設・設備の定期的な点検をすることにより、学校の管理業務負担を縮減する。

(ウ) 校舎の解錠・施錠

- ・ 校内での役割分担を見直し、教頭等特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備するよう促す。

(エ) 児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・ 教育職員間での輪番制の導入、及びスクールサポートスタッフや支援員の活用を促進する。

(オ) 校内清掃

- ・ 学校の実情に応じて範囲や回数を見直すことができるよう、一部業務を業者に委託する。

(カ) 部活動

- ・ 平日の部活動については、活動時間や活動日数等の適正化を図るとともに、部活動指導員の配置拡充等を進める。
- ・ 原則、休日の全ての部活動で地域展開の実現を目指す。

ウ 教育職員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

(ア) 給食時間における対応

- ・ 食に関する指導については、栄養教諭等との分担により業務負担を軽減するよう促す。

(イ) 授業準備

- ・ スクールサポートスタッフや支援員を活用し、教材の印刷や掲示物の作成など、授業の準備等の業務負担の軽減を図る。

(ウ) 学習評価や成績処理

- ・ 学習アプリや一人一台端末の効果的な使用を促進し、採点作業や成績処理等にかかる事務負担を軽減する。

(エ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・ 支援員や日本語支援サポーター等を配置し、支援体制を充実させる。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門人材を活用するとともに、保健福祉課等の関係機関と学校との連携を一層促進する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ア 教育職員一人一人の業務改善の意識を高めるために、校内働き方改革チーム等を立ち上げる。また、各教育職員が業務の適正化に取り組んだことを積極的に評価するなど、人事評価制度を活用する。
- イ 各学校の教育課程においては、原則、標準授業時数で実施する。
- ウ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組み

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ア 1ヶ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員には、校長が面談を行い、必要に応じて医師による面接指導を受けるよう指導する。なお、校長は面談の状況を町教育委員会へ報告することとする。また、1ヶ月時間外在校等時間が80時間を超える状況が改善しない場合は、町教育委員会が直接当該職員と面談し、その結果を踏まえ校長に対して状況の確認及び指導をする。
- イ 11時間を目安とする※勤務間インターバル（休息时间）の確保に取り組むよう促す。
- ウ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- エ 心身の健康問題を抱えている教育職員に対して、公立学校共済組合の健康相談事業等の活用を勧奨する。
- オ 各学校に対し、年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう促す。
- カ 令和8年度中に、学校における定時退校日（ノー残業デー）を月4回以上設定するよう促す。

※ 「勤務間インターバル」とは

1日の勤務終了後、翌日の勤務開始までの間に、一定時間以上の休息时间（インターバル）を設けることで、教育職員の生活時間や睡眠時間を確保するもの。

5 関連する取組み、今後のフォローアップについて

- (1) 取組みの着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、石川町のホームページで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- (2) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している校務支援システム内での出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で実施しているストレスチェックの結果から把握する。
- (3) 教育委員会は、各学校における本計画の実施状況を確認し、課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (4) 各学校における働き方改革の取組みが進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組みを実施する。
- (5) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を図るとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。